

令和4年度事業計画書

1 概要

現下の暴力団情勢は、平成27年8月に日本最大の指定暴力団六代目山口組が分裂して以来6年以上の長期にわたり、主として六代目山口組と神戸山口組の対立抗争状態が継続している。

その間、暴力団対策法に規定する「特定抗争指定暴力団等の指定」が両組織に発令され、特定抗争指定暴力団の活動を厳しく規制する「警戒区域」として9府県17市町に出されるなどの強力な対策がとられているものの、未だ対立抗争は終息することなく、現時点においても組織からの離脱及び鞍替えに伴う構成員への襲撃や対立抗争等も予想され、その動向には予断を許さない状況にある。

また、複数年にわたる新型コロナウイルス禍により多くの国民が困惑しているその中で、暴力団はその組織実態を更に隠蔽して虎視眈々と多種多様な資金獲得活動を活発化させていることが認められるほか、今や社会問題といわれ久しい「特殊詐欺」に暴力団組織が深く関与している現状が続いており、また、コロナ禍対策としての公的補助金制度や貸付金制度を悪用した詐欺事件を主導するなど、社会経済情勢に応じた資金獲得活動は、益々悪質化・巧妙化の一途を辿っている。

県内の暴力団情勢にあっては、現時点で4団体約70名と、団体数は減少したものの勢力数は微増傾向にある。今後においては「警戒区域」外である当県に対し山口組等の他府県勢力が流入する虞が多分にあり、県警察において実態把握の徹底をはじめ暴力団の壊滅に向けた取組の更なる強化がなされているところである。

当センターでは、こうした暴力団情勢を踏まえ、県民に対し奈良県暴力団排除条例に定められた暴力団排除の基本理念（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」及び「暴力団と交際しない」の「暴力団追放3ない運動+1（プラスワン）」）及び暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発するとともに、「社会対暴力団」の対決構図をより強固なものとし、暴力団のいない「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」のため、県警察をはじめとする関係機関、団体等との連携を強化して、2に掲げる事業を積極的に推進する。

2 実施計画

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業

実 施 事 項	事 業 内 容						
<p>1 暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催</p>	<p>県民総ぐるみによる暴力団追放気運の高揚を図るため、「コロナ禍における新しい生活様式」を取り入れた県民大会を開催する。</p> <table border="1" data-bbox="667 533 1396 808"> <tr> <td data-bbox="667 533 794 611">大会名</td> <td data-bbox="794 533 1396 611">第31回暴力団・銃器追放奈良県民大会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 611 794 689">開催日</td> <td data-bbox="794 611 1396 689">令和4年8月30日（火曜日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 689 794 808">場 所</td> <td data-bbox="794 689 1396 808">田原本青垣生涯学習センター 「弥生の里ホール」</td> </tr> </table>	大会名	第31回暴力団・銃器追放奈良県民大会	開催日	令和4年8月30日（火曜日）	場 所	田原本青垣生涯学習センター 「弥生の里ホール」
大会名	第31回暴力団・銃器追放奈良県民大会						
開催日	令和4年8月30日（火曜日）						
場 所	田原本青垣生涯学習センター 「弥生の里ホール」						
<p>2 表彰</p>	<p>暴力団排除活動に功労があったと認められる団体及び個人に対する表彰を実施する。</p>						
<p>3 各種広報資料の活用</p>	<p>(1) 機関紙及び小冊子の活用</p> <p>「機関紙：暴追だより奈良」、「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」、「民暴相談のしおり」等の不当要求対応要領等を紹介した小冊子等を作成・購入し、会員、不当要求防止責任者講習受講者、県民等は無償で提供することにより、暴力団による被害の防止と暴力団追放の気運高揚を図る。</p> <p>(2) 視聴覚教材の活用</p> <p>暴力団による不当要求の手口や不当要求対応要領等をドラマ化したDVDを不当要求防止責任者講習で上映するほか、企業、行政機関、暴力団排除団体等の要請に応じ、上映又は無償の貸出しを行う。</p>						
<p>4 広報媒体の活用</p>	<p>(1) 広報看板等</p> <p>暴力団排除の基本理念「暴力団追放三ない運動+1（プラスワン）」や暴力団による困りごと相</p>						

	<p>談の専用電話番号等の掲示、暴力団が主導する特殊詐欺被害防止等の広報媒体を作成配布などにより当センターの周知を図るとともに、暴力団による被害の防止と暴力団追放気運の高揚を図る。</p> <p>(2) サイなら君 奈良県暴力団追放県民センター独自のキャラクターロゴマーク「サイなら君」を活用した広報啓発の推進を図る。</p> <p>(3) ホームページの活用 ホームページを活用して、当センターの業務紹介や不当要求対応要領、有事における早期相談の呼びかけのほか、暴力団情勢や施策等に関する情報発信機能の強化を図る。</p> <p>(4) その他 自治体、関係機関・団体等が発行する機関誌（紙）等を活用して暴力団追放相談の利用を促進するとともに暴力団追放気運の高揚を図る。</p>
<p>5 少年に対する暴力団の影響を排除する活動</p>	<p>(1) 県警察担当課や関係団体と連携し、地域及び職域で開催する研修会、相談活動等の機会を通じ、少年に対する暴力団の影響等について啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 少年指導委員等に対する研修会において、奈良県暴力団排除条例に関する教養及び暴力団情勢等の情報提供を行う。</p>

(2) 地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業

実施事項	事業内容
<p>1 資料の提供</p>	<p>地域及び職域の暴力団排除団体や企業、行政機関等が行う研修会、会合等において暴力団情勢や不当要求対応要領をまとめた小冊子等は無償で提供する</p>

	<p>ほか、暴力団排除啓発DVDの無償の貸出しなどを行う。</p>		
<p>2 講師派遣</p>	<p>地域及び職域の暴力団排除団体や企業、行政機関等が行う暴力団追放大会、研修会等に講師を派遣し、暴力団情勢や不当要求行為に対する対応要領等についての講演及び指導を行う。</p>		
<p>3 事業所の責任者に対する講習会の開催（受託事業）</p>	<p>県公安委員会から委託を受け、企業、行政機関等が選任した不当要求防止責任者に対し、暴力団からの不当要求被害の未然防止を図るための不当要求防止責任者講習を県警察と連携して行う。</p> <p>なお、一般講習については、ホームページに掲載日時・場所を掲載して積極的な受講の呼び掛けを行うなど受講者の増加を図る。</p> <table border="1" data-bbox="667 1037 1398 1261"> <tr> <td data-bbox="667 1037 823 1261">開催計画</td> <td data-bbox="823 1037 1398 1261"> <p>一般講習・臨時講習（企業、行政等）</p> <p>回数：約30回</p> <p>受講者数：約1,000人</p> </td> </tr> </table>	開催計画	<p>一般講習・臨時講習（企業、行政等）</p> <p>回数：約30回</p> <p>受講者数：約1,000人</p>
開催計画	<p>一般講習・臨時講習（企業、行政等）</p> <p>回数：約30回</p> <p>受講者数：約1,000人</p>		
<p>4 被害者に対する見舞金支給、民事訴訟等の支援</p>	<p>(1) 見舞金の支給</p> <p>暴力団員による犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷病を負った者に対して、一定条件の範囲内の見舞金を支給する。</p> <p>(2) 民事訴訟費用の貸付け</p> <p>暴力団員による不法行為に対する損害賠償請求訴訟、暴力団事務所明渡等請求、賃貸借契約解除請求等の民事訴訟に係る費用を一定条件の範囲内で無利子で貸し付ける。</p> <p>(3) 損害費用の貸付け</p> <p>暴力団員による不法行為により建造物、物品等が損害を受けた場合に、その応急的修復に係る費用を一定条件の範囲内で無利子で貸し付ける。</p>		

5 不当要求情報管理機関への支援	不当要求情報管理機関（証券業協会）に対して、暴力団情報の提供等の業務支援を行う。
6 暴力団根絶モニターの活動支援	暴力団根絶モニターの活動を支援するとともに、最新情報の提供を行い、モニターからの要望・意見等を取り入れ各種施策への反映と充実を図る。
7 暴力団事務所の使用差止請求業務	暴力団対策法第32条の5第1項の規定により、国家公安委員会より適格都道府県センターの認定を受けた当センターは、奈良県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穩又は業務の平穩が害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとする者から委託を受けたときは、当該委託をした者のために当センターの名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をするなど必要な支援を行う。

(3) 暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業

実施事項	事業内容
1 常設窓口による相談	平日の執務時間中、当センター事務室において暴力追放相談委員による面談又は電話での相談を継続して行う。また、メールによる相談受付も継続して行う。
2 出張相談の開催	相談事業の強化のため、当センターの顧問弁護士（暴力追放相談委員）と連携して、当センターから

	遠隔地となる中南和地域において無料出張相談所を開設する。		
	<table border="1"> <tr> <td>開設計画</td> <td>3回 (4月・6月・11月)</td> </tr> </table>	開設計画	3回 (4月・6月・11月)
開設計画	3回 (4月・6月・11月)		
3 暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援	暴力団から離脱の意思を有する者に対して、組織離脱及び社会復帰のための助言・指導等の支援を行う。また、奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会の活動に協賛する受入企業を拡充し、離脱者への就労支援体制の確立を図る。		
4 警察・弁護士との連携強化	県警察・奈良弁護士会との連携を強化して、効果的な相談支援事業を行う。		

(4) その他

実施事項	事業内容
1 調査及び情報収集	<p>(1) 研修会等への参加</p> <p>全国暴力団追放運動推進センター及び近畿センター主催の研修会への参加、県警察との情報交換等により、最新の暴力団情勢の調査及び情報収集を行い、各事業に反映させる。</p> <p>(2) 資料収集</p> <p>暴力団の組織実態の不透明化に的確に対応するため、新聞、雑誌等の公刊資料に掲載された暴力団関係の資料化を行うなど、暴力団に関する情報収集に努める。</p>